

平成25年度 事業計画書

国内において、円安傾向また諸外国との情勢変化を受け、輸出産業にとっては追い風となるものの、原油を始めとする輸入品価格の上昇が見込まれ、今後の建材発展の上で大きな課題となるものと思われまます。

道内における不動産業界も、人口の減少と札幌市への一極集中化の中で、地価の下落、新築着工件数の減少傾向が依然として続いております。

また、新政権に対する期待感もあるものの、三党合意に基づく消費税の増税問題も目前に迫っており、住宅、マンションの着工に係る駆け込み需要を狙い業者間の過当競争も十分に予想されます。

この中では、当然に業者間での、販売広告活動も今まで以上に活発化するものと考えます。

これらの状況に対応する当協議会の役割は益々大きなものとなり、従前以上の事務局体制の強化が臨まれます。

このため、予算の増額を受け、①事務局専従職員の配置②当協議会のホームページの作成③これらに伴う一部事務機器の老朽更新④事務所業務の一部見直しを行います。

当協議会として、会員に対する適切な助言と相談に対応し、不動産業界の信用力の向上に努め、適切な規約の運用と違反事案の減少に向け対応し、一般消費者の利益擁護に寄与するため各種事業を遂行してまいります。

具体的な各事業活動については以下のとおりです。

1. 総務及び相談事業

(1) 広告の事前相談及び事前チェックの強化

会員事業者、賛助会員等からの広告制作に係る事前相談及び事前チェックを行い公正競争規約違反行為の未然防止と広告表示の適正化の促進に努める。

(2) 事務局体制の強化

事務局業務体制の強化を図るため。事務局長候補として1名の職員を配置する。

(3) 協議会のホームページの作成

時代に即応する必要から、当協議会のオリジナルホームページを作成し会員サービスに努める。

(4) 会員サービスの強化に対応するため、コピー機等の老朽更新をする。

(5) 事務局職員で対応できる業務については、業務委託を廃止し経費の削減に努める。

2. 調査指導事業

(1) 不動産広告の収集と内容のチェック

札幌市内主要地域に配置している広告物収集員及び構成団体地方支部調査員、一般消費者からの広告収集に努め、チェックの上、適正な処理を行う。

(2) 規約違反事案の迅速な処理

収集された広告物に規約違反が見られた場合には、先ず口頭及び文書によりすみやかに注意を行い、違反行為の再発防止に努める。

(3) 公正競争規約に基づく措置

悪質、重大な違反行為については、公正競争規約に基づき、調査指導委員会や理事会で審議し、警告、嚴重警告を行うなど、公正かつ厳正な措置を講ずることとする。

(4) 関係官庁からの移送事案の処理

関係官庁からの会員事業者の違反広告に対する調査指導の要請を受けたときは、すみやかに調査を実施して、指導・措置を行い、その結果を報告する。

(5) 屋外違反広告物の除却実施

構成団体所属の調査指導委員及び調査員及び宅建札幌地区支部の協力を得て、除却作業を実施し違反事業者に対する公正な競争事業の指導を行う。

(6) 関係官公庁との連携

不動産広告の適正化及び不動産業における取引の公正化を一層推進するため、消費者庁及び北海道庁建設部建築指導課をはじめ、不動産公正取引協議会連合会、全国の不動産公正取引協議会並びに全国公正取引協議会連合会との密接な連携を図り、円滑な業務の遂行を図る。

3. 広報活動事業

(1) 広報誌の発行及び配布

広報「公取協 第70号」を発刊し、当協議会に対する事業内容の理解を深める。

(2) 「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」の配布

「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を関係団体、加盟事業者、研修資料として配布し規約の適正な運用を図る。

(3) 周知用「公取協パンフレット」の配布

当協議会をより周知するため昨年度作成したパンフレットを新入会員等へ配布し、当協議会の理解に役立てる。

(4) 一般消費者への啓蒙

一般消費者からの相談、苦情等を積極的に受け付け、適切な処理と関係団体への誘導を行う。

(5) ホームページの作成

当協議会オリジナルホームページを作成し、当協議会の周知PRに努める。

4. 研修事業

(1) 構成団体開催の研修会への参加

構成団体の開催する新入会員研修及び業務研修会に講師を派遣し、相談事例、表示・景品規約の説明など公正競争規約の周知徹底を図る。

(2) 賛助会員に対する研修会の実施

適正な不動産広告掲出のため必要表示事項の欠落等による違反広告及び不当表示の実例を中心とした研修会を実施する。

(3) 関係官庁等会議への参加

消費者庁及び道建築指導課主催の会議へ参加し、各団体との意見交換を通じて得た情報等を公正競争規約の運用に役立てる。

(4) 全国会議への参加

表示及び景品規約の解釈相違点等の理解を深めるため、連合会幹事会等に出席し、情報の収集に努めるとともに研鑽を行い、今後の公正競争規約の円滑な運用を図る。